

●香川県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年3月28日から同年4月17日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 高松琴平線（282号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市国分寺町福家甲179番 地先から 高松市国分寺町福家甲141番 4地先まで	11.6~35.8	111	平成28年12月16日付け香川県告示第375号の一部 令和5年3月28日付け香川県告示第89号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和5年3月28日